平成十八年六月八日

参議院経済産業委員会

政 府 は、 相 互 扶 助 の 精 神に基づ いて運営する中小企業組 合制 度 の趣旨を踏まえ、 本法施行に当たり、 次 の

諸点について適切な措置を講ずべきである。

中 小 企業組 合 の行う共済事 業に 対する規制 に当たっては、 従 来 の 無認 可共済が中小企業組 合の形態 を 悪

用 U て 事 業 を 継 続す ること の な しし よう、 関 係行 政 庁 は 連 携 し て そ の 実 効 性 を 担 保すること。 ま た、 契 約 者

保 護 の 観 点 か 5 関 係 行 政 庁 は 連 携 U て 適 切 な 監 督、 検 査 体 制 の 整 備 に 努 めること。

大 規 模 な 共 済 事 業 を 行う中 小 企 業組 合 に 対 す る 他 の 事 業 ح の 兼 業 規 制 に 当 たっては、 本来、 組合 は 同 業

種、 異 業 種 の 中 小 企 業 者 が 協 同 L って 様 々な 事業を行うた め の 組 織 で あることに か Ь が み、 そ の 活 動 が 過 度

に 制 約 さ れることの な しし よう、 個 Þ の 組 合 の 実 態 を 踏 まえて 適切に 対応すること。

Ξ 中 小 企業組 合が、 有限 責任事 業組合や合同会社等とともに 創 業 ゃ 新 連 携 等に おけ る事 業 組 織として十全

に 活 用されるよう、今後の中小企業組合制度の在り方を含め、 法体系の見直しについて検討を進めること。

右決議する。